

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により土浦・阿見都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 28 日

阿見町長 千葉 繁



記

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 阿見町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 106ha の削除

(イ) 錯誤による面積の変更 面積：約 113ha を約 121ha に変更

(ウ) 錯誤による小計の変更 面積：約 595ha を約 497ha に変更

(エ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 40%以下、容積率 60%以下、建築物の高さ限度 10mの削除

イ 第一種中高層住居専用地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 4.0ha を約 3.9ha に変更

ウ 第一種住居地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 176ha を約 188ha に変更

エ 準住居地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 53ha を約 68ha に変更

オ 近隣商業地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 5.4ha を追加

(イ) 錯誤による面積の変更 面積：約 11ha を約 6.0ha に変更

(ウ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下、容積率 200%以下の追加

カ 準工業地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 129ha を約 202ha に変更

キ 工業専用地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 270ha を約 269ha に変更

3 都市計画の縦覧場所

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号 阿見町役場 2 階 産業建設部都市計画課

土浦・阿見都市計画用途地域の変更(阿見町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(阿見町)

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備考
第一種低層住 居専用地域	約 376 ha 約 121 ha	8/10 以下 10/10 以下	4/10 以下 5/10 以下			10m 10m	割合
小 計	<u>約 497 ha</u>						<u>約 35.7%</u>
第二種低層住 居専用地域							割合
小 計	約 - ha						約 - %
第一種中高層 住居専用地域	約 3.9ha 約 61 ha	15/10 以下 20/10 以下	5/10 以下 6/10 以下				割合
小 計	約 65 ha						約 4.7%
第二種中高層 住居専用地域							割合
小 計	約 - ha						約 - %
第一種住居地 域	約 188 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 188 ha</u>						<u>約 13.5%</u>
第二種住居地 域	約 37 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 37 ha						約 2.7%
準住居地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 68 ha</u>						<u>約 4.9%</u>
田園住居地域							割合
小 計	約 - ha						約 - %
近隣商業地域	約 5.4ha 約 6.0ha	20/10 以下 20/10 以下	6/10 以下 8/10 以下				割合
小 計	約 11 ha						約 0.8%
商業地域	約 5.5ha	40/10 以下	8/10 以下				割合
小 計	約 5.5ha						約 0.4%
準工業地域	約 202 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 202 ha</u>						<u>約 14.5%</u>
工業地域	約 50 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 50 ha						約 3.6%
工業専用地域	約 269 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 269 ha</u>						<u>約 19.3%</u>
合 計	約 1,392 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」 ※面積 10ha 以上の箇所は、各々整数値に修正

※割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

【理由】用途地域の変更時(令和 3 年 6 月 10 日阿告第 167 号)の錯誤により、用途地域の面積の数値を  
変更するものである。

